

議第149号

県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和2年9月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

県の行う土地改良事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定に基づき、令和2年度において県の行う次の土地改良事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

事業名	関係市町名	負担すべき金額
県営かんがい排水事業	彦根市	29,211,000 ^円
	長浜市	27,540,000
	近江八幡市	2,570,000
	草津市	152,375,000
	守山市	35,200,000
	甲賀市	3,290,000
	湖南市	19,320,000
	高島市	17,625,000
	東近江市	49,338,000
	米原市	3,510,000
	日野町	9,000,000
	竜王町	7,000,000
	愛荘町	6,860,000
	豊郷町	1,293,000
	甲良町	12,766,000
多賀町	12,061,000	
計	388,959,000	
県営経営体育成基盤整備事業	大津市	1,250,000
	長浜市	13,125,000

事業名	関係市町名	負担すべき金額
	栗 東 市	17,200,000 ^円
	東 近 江 市	39,000,000
	計	70,575,000
県営中山間地域総合整備事業	甲 賀 市	15,000,000
	東 近 江 市	375,000
	計	15,375,000
県営農村振興総合整備事業	長 浜 市	750,000
	計	750,000
県営農地防災事業	大 津 市	14,300,000
	彦 根 市	5,458,000
	長 浜 市	9,600,000
	甲 賀 市	18,370,000
	高 島 市	21,120,000
	東 近 江 市	1,252,000
	米 原 市	4,250,000
	日 野 町	305,000
	竜 王 町	243,000
	多 賀 町	12,075,000
	計	86,973,000
ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。		